

【Q：計算書類等の情報開示】

Q 決算理事会を開催し、計算書類等の承認を得ましたが、これらの情報開示について教えてください。

A

社会福祉法人は、社会公益性の非常に高い法人であるため、その業務及び財務等に関する情報開示が強く求められております。

決算理事会で計算書類等の承認を得たならば、速やかに計算書類等を備え置いて閲覧に供することが義務付けられるとともに、法人の広報やインターネットの活用により自主的に公表することが望ましいとされています。なお、公表する内容、手法等については、各法令等において次のとおり規定されています。

- 1 社会福祉法第 44 条第 4 項及び定款準則第 18 条第 2 項により、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の監査報告書について「各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。」と規定しています。
- 2 社会福祉法人審査基準 3-5-1 (2) 及び定款準則第 18 条の備考で、「法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への広告、法人事務所における閲覧、インターネットでの公開等の方法により自主的に公表することが適当であること」と見解が示されています。
- 3 社会福祉法人審査基準 3-5-1 (2) により、社会福祉法第 44 条第 4 項の規定に基づき閲覧に供しなければならない収支計算書とは、資金収支計算書及び事業活動計算書であり、それぞれの内訳書についても併せて開示することが望ましいとされています。

また、「法人が公益事業又は収益事業を行っている場合には、これらの事業に関する事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの書類に関する監事の意見を記載した書面についても、社会福祉法第 44 条第 4 項の規定に基づき閲覧に供しなければならないものであること」と規定し、社会福祉事業のみならず、法人の行っている全ての事業について、その閲覧に供することを義務付けています。